

越谷市交通安全計画

(素案)

～交通事故のない「安全・安心 こしがや」を目指して～

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

令和〇年〇月

越谷市交通安全対策会議

目 次

第1部 総論	1
第1章 交通安全計画の策定	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 交通事故等の状況	4
1 全国・埼玉県の道路交通事故の状況	4
2 越谷市内の道路交通事故の状況	5
(1) 交通事故死傷者数	5
(2) 越谷市における道路交通事故の特徴	6
第3章 交通安全計画（令和3年度～令和7年度）の目標	8
第4章 交通安全対策の重点等	9
1 交通安全対策の重点	9
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	9
(2) 自転車及び歩行者の安全確保	9
(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり	10
第5章 計画の推進体制	11
1 越谷市	11
2 事業者、交通関係団体、ボランティア等	11
3 市民	11
第2部 講じようとする施策	12
第1章 道路交通環境の整備	14
1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	14
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	14
(2) 通学路等における安全対策	14
2 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化	15
3 幹線道路における交通安全対策の推進	15
(1) 事故危険箇所対策の推進	15

(2) 重大事故の再発防止	15
(3) 道路の整備等による交通事故対策の推進	15
4 自転車利用環境の総合的整備	16
(1) 自転車通行空間の整備	16
(2) 放置自転車対策	16
5 地域公共交通の確保・充実	16
6 交通安全施設等の整備と戦略的な維持管理等	16
(1) 交通安全施設等整備事業の推進	16
(2) 越谷市道路交通環境安全推進連絡会議の活用	17
7 公共交通機関の利用促進	17
8 災害に備えた道路の整備	18
(1) 災害に備えた道路の整備	18
(2) 災害発生時における交通規制・情報提供の充実	18
9 総合的な駐車対策の推進	18
10 踏切道の安全確保	18
(1) 踏切道の立体交差化の検討	18
(2) 踏切道の安全に関する知識の普及	19
11 その他の道路交通環境の整備	19
(1) 道路占用及び道路使用の適正化	19
(2) 分かりやすい道路交通環境の確保	20
(3) 子どもの遊び場等の確保	20
(4) 交通公害の防止	20
第2章 交通安全思想の普及徹底	21
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底	22
(1) 幼児に対する交通安全教育	22
(2) 小学生に対する交通安全教育	22
(3) 中学生に対する交通安全教育	23
(4) 高校生に対する交通安全教育	24

(5) 成人等に対する交通安全教育	24
(6) 高齢者に対する交通安全教育	25
(7) 高齢運転者に対する交通安全教育	25
(8) 障がい者に対する交通安全教育	26
(9) 外国人に対する交通安全教育	26
2 効果的な交通教育の推進	26
3 自転車の安全利用の推進	27
(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知	27
(2) 自転車運転免許制度等の活用	27
(3) 自転車の安全性の確保	27
4 歩行者優先と正しい横断の徹底	28
5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進	28
6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進	29
(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底	29
(2) 飲酒運転の根絶	29
(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進	29
(4) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施	29
(5) 危険運転の防止に関する普及啓発活動の推進	30
7 民間交通安全団体等の主体的活動の促進	30
8 交通指導員の配置	30
第3章 救助・救急活動の充実	31
1 救助・救急体制の整備	32
(1) 救助・救急体制の整備	32
(2) 応急手当の普及活動の推進	32
(3) 救急救命士の養成等の推進	32
(4) 消防防災ヘリコプター等による救急業務の推進	32
(5) 救助・救急隊員の教育訓練の充実	33

2	救急医療体制の整備	33
(1)	救急医療施設の確保等	33
(2)	メディカルコントロール体制の充実・強化	33
(3)	ドクターヘリコプターの活用	34
3	救急関係機関の協力関係の確保等	34
第4章 被害者支援の充実と推進		35
1	自転車損害賠償保険の普及促進	36
2	交通事故相談活動の充実	36
3	交通事故被害者の援助	36

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

第2章 交通事故等の状況

第3章 越谷市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）の目標

第4章 交通安全対策の重点等

第5章 計画の推進体制

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

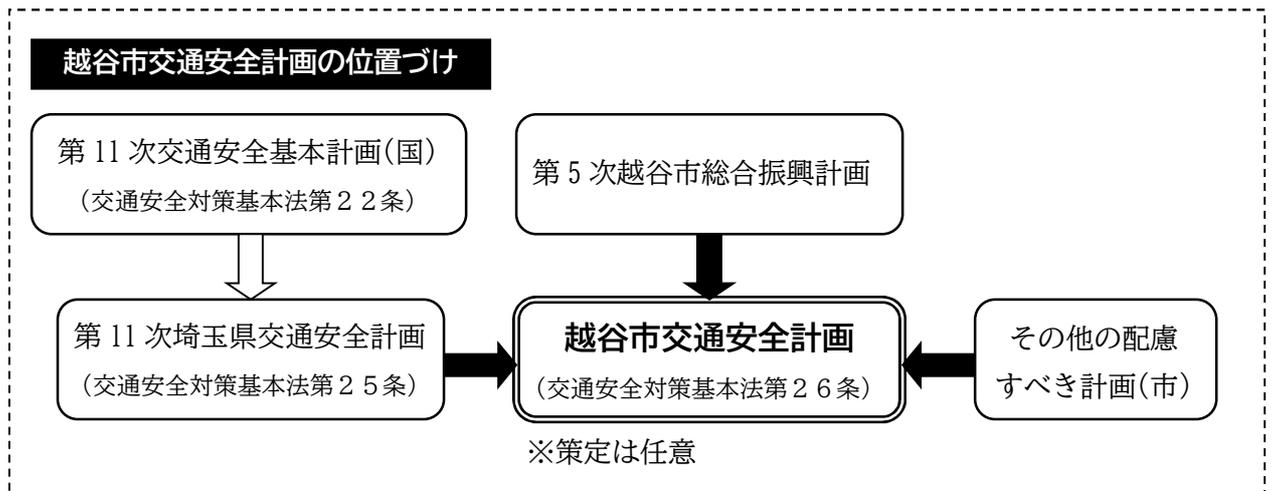
交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)が制定され、この法律に基づき、本市においても「交通安全計画(平成28年度～平成32年度)(以下、前計画という。)」を策定し、関係機関・団体の協力のもと様々な交通安全対策を推進したことにより、市内の人身事故件数及び負傷者数は、着実に減少しております。特に、平成30年中の市内における交通事故死亡者数は、「年間5人以下とする」前計画の目標値以下の4人となり成果が見られましたが、令和元年・2年中の交通事故死者数が9人と、残念ながら増加に転じております。

交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、急速に進む高齢化等の社会情勢に対応した安全・安心な交通環境が求められています。

このようなことから交通事故から人命を守り、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的に施策を推進する必要があるため、交通安全に関する施策の大綱となる「交通安全計画(令和3年度～令和7年度)」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、「第11次埼玉県交通安全計画」を基本に「第5次越谷市総合振興計画」との整合を図り、市の交通安全対策にかかる総合的、長期的な施策の大綱を定めたもので、市の交通安全施策の指針となるものです。



3 計画の期間

第11次埼玉県交通安全計画期間と整合を図るため、この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年計画とします。

第2章 交通事故等の状況

1 全国・埼玉県の道路交通事故の状況

全国の交通事故死者数は減少傾向で推移しており、平成28年には年間の交通事故死者数が4,000人を下回りました。令和2年中の全国の交通事故死者数は2,839人で、4年連続で戦後最少を更新し、初めて3,000人を下回りました。

県内の交通事故死者数は、平成22年に年間200人を下回って以降、横ばいで推移していましたが、平成28年には151人、令和元年には129人と減少し、令和2年中の死者数は121人で、昭和29年以降最少を記録しました。

人身事故件数、負傷者数は平成17年をピークに減少傾向で推移しており、令和2年中の人身事故件数、負傷者数はともに10年連続で減少し、昭和42年以降最少となりました。

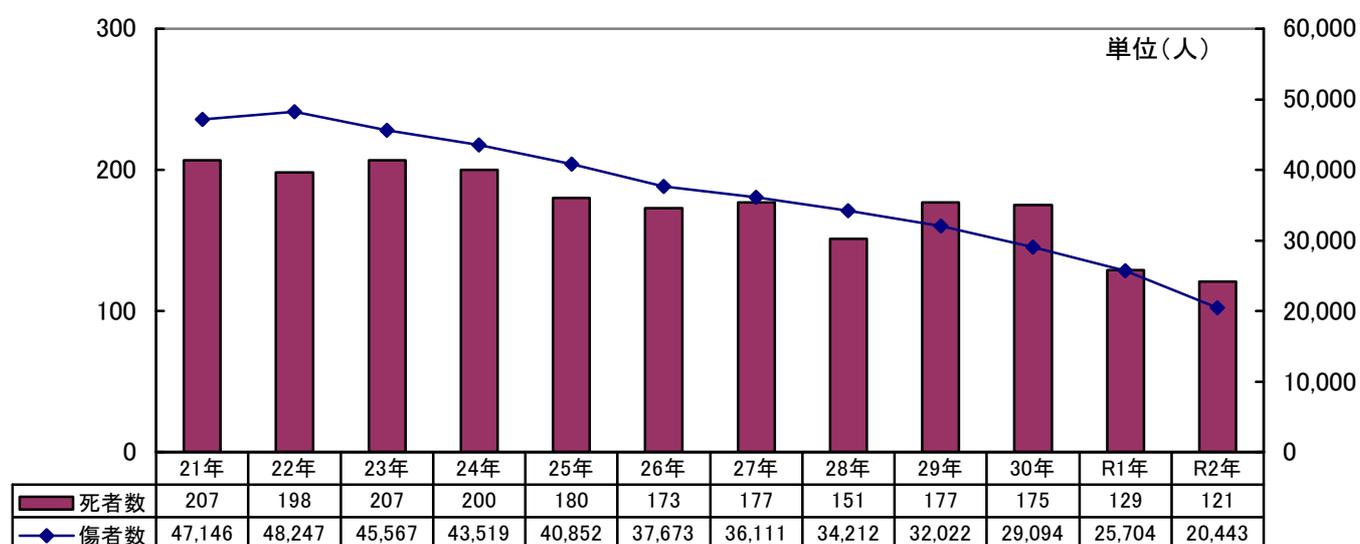


図1 埼玉県内の交通事故死傷者数の推移

2 越谷市内の道路交通事故の状況

(1) 交通事故死傷者数

越谷市内の年間交通事故死者数は、全国の傾向と同様に、昭和 45 年に最多の 39 人を記録した後、各種の交通安全施策の実施により、昭和 57 年の 8 人まで減少傾向が続きました。その後、一転して増加傾向が続き平成 2 年には 29 人まで増加したものの、その後は、減少傾向が続き平成 24 年には、昭和 39 年以降最も少ない 4 人まで減少しました。しかしながら、平成 27 年には、10 人と増加しており、平成 28 年以降は、平成 30 年を除き、ほぼ横ばいとなっています。

なお、死傷者数及び人身事故件数は、平成 18 年から 14 年連続して減少しています。

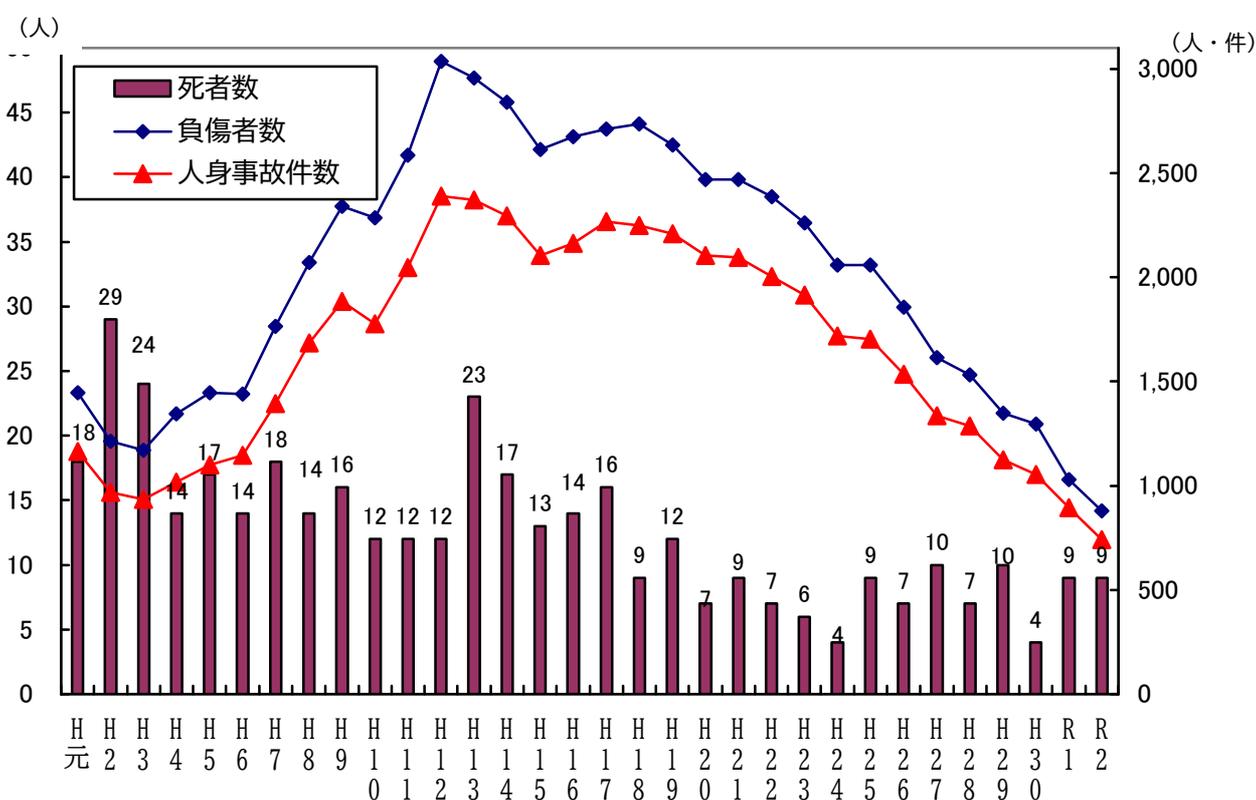


図2 越谷市の交通事故死傷者数等の推移

【参考】前計画の目標値と実数値

越谷市交通安全計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

目標値：死者数を 5 人以下 実数値：令和 2 年 9 人

死傷者数を 1,243 人以下 実数値：令和 2 年 889 人

【参考】交通事故発生件数等の推移（平成28年～令和2年）

	H28	H29	H30	R1	R2
人身事故件数	1,288	1,124	1,055	893	742
死者数	7	10	4	9	9
重傷者数	123	123	108	75	62
死傷者数	1,540	1,358	1,299	1,038	889

(2) 越谷市における道路交通事故の特徴

ア 交通事故死者の半数近くは高齢者

交通事故死者に占める65歳以上の高齢者の割合は高い傾向にあります。近年は約半数を高齢者が占めている年もあり、令和2年中の交通事故に占める高齢者の割合は33.3%と低下していますが、平成30年を除き、平成26年以降、4割を超えています。

表1 高齢者の交通事故死者数・構成率の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
全体の死者数	7	10	4	9	9
高齢者の死者数	4	4	0	6	3
構成率	57.1%	40.0%	0.0%	66.7%	33.3%

イ 自転車事故の多発

本市においては、自転車が市民の移動手段として広く利用される一方で、自転車の関係する事故が多発しています。近年、自転車事故件数は減少傾向にありますが、全人身交通事故に占める自転車事故の割合は、全国平均が約2割であるのに対し、越谷市では、県と同様に3割程度と高い特徴があります。

表2 自転車運転中の交通事故死傷者数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
全体の死傷者数	1,540	1,358	1,299	1,038	889
自転車運転中の死傷者数	437	395	337	299	250
構成率	28.4%	29.1%	25.9%	28.8%	28.1%

ウ 歩行者の死亡事故

平成28年以降は、全体として交通事故による死傷者数は減少傾向にありますが、歩行者の死傷者数は、他の状態別で比べると減少幅が少なく横ばいが続いています。

また、交通事故死者数では、歩行者の死者が最も多く、令和2年中は全死者数の33.3%に当たる3人が歩行中に亡くなっています。

表3 状態別の交通事故死傷者数

		H28	H29	H30	R1	R2
全体		1,540(7)	1,358(10)	1,299(4)	1,038(9)	889(9)
状態別	歩行者	172(3)	137(3)	137(3)	134(4)	127(3)
	自転車	437(3)	395(2)	337(0)	299(1)	250(1)
	原付車	75(1)	61(2)	53(0)	42(0)	30(0)
	自二車	86(0)	62(3)	51(1)	45(2)	45(3)
	自動車	768(0)	703(0)	705(0)	512(2)	437(2)

※()内の数字は、交通事故死者数

表4 歩行中の交通事故死者数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
全体の死者数	7	10	4	9	9
歩行中の死者数	3	3	3	4	3
構成率	42.9%	30.0%	75.0%	44.4%	33.3%

第3章 越谷市交通安全計画(令和3年度～令和7年度)の目標

令和7年(2025年)までに

- (1) 年間の交通事故死者数を4人以下とする。
- (2) 年間の重傷者数を36人以下とする。

交通事故ゼロを達成することが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、越谷市では、各種施策を総合的に推進し、交通事故の総量抑制に取り組むことにより、本年度の計画期間である令和7年(2025年)までに年間の交通事故死傷者数を4人以下、年間の重傷者数を36人以下とすることを目指します。

本計画では、第11次埼玉県交通安全計画における「令和7年(2025年)までに年間の交通事故死者数を100人以下、重傷者数を1,500人以下」とする2つの目標に基づき、本市における目標を設定しました。

	交通事故死者数の目標	交通事故重傷者数の目標
国	2,000人以下	22,000人以下
埼玉県	100人以下	1,500人以下
越谷市	4人以下	36人以下

交通安全の将来像

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)の「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」では、「ターゲット3.6」として「2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」こととしています。

越谷市交通安全計画は、将来的に交通事故死者「ゼロ」を目指し、SDGsの理念の実現に貢献します。



第4章 交通安全対策の重点等

1 交通安全対策の重点

交通事故のない安全で安心して暮らせる快適都市を実現するため、「高齢者及び子どもの安全確保」、「自転車及び歩行者の安全確保」、「交通事故が起こりにくい環境づくり」の3つを重点課題とし、各種交通安全対策を市、事業者・交通関係団体・ボランティア等、市民が一体となって推進します。

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

進展する高齢化を見据え、交通事故の被害に遭いやすい高齢者に対しては、交通安全教育を推進します。高齢者に配慮した運転を心がけるよう車の運転者や自転車利用者などに対し交通安全教育・啓発を推進します。

また、幼児・児童に対する安全教育は、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として重点的に実施するとともに、学齢に応じた交通安全教育を推進します。

子どもや高齢者が安全に通行できるよう、通学路における歩道等の整備、生活道路での安全対策を推進します。

(2) 自転車及び歩行者の安全確保

本市は、駅を中心に市街地が形成されており、駅まで自転車を利用する通勤、通学者が多い状況です。また、環境への配慮や健康志向のほか、当市の平坦である地理的条件も重なり、自転車利用者は今後、増加するものと考えられます。

自転車利用者の増加に伴い、近年では、歩道での粗暴な運転、急な進路変更、信号無視や一時不停止などによる自転車に関する事故が問題になっており、自転車の安全利用を推進していく必要があります。そこで、自転車運転のマナーの遵守、モラルの向上を図るため、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発を推進します。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教室や道路横断時の安全確認の徹底について周知、啓発するとともに、最高時速30キロメートル毎時の区域規制を前提としたゾーン30対策等を推進します。

(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり

交通事故の多くが交差点及びその付近において発生していることなどから、交通事故防止を図るため、交通事故箇所の状況を踏まえ、交差点の改良やカーブミラー、路面標示の設置等、交通安全施設の整備を実施します。

また、安全意識の普及啓発を推進するとともに、各季の交通安全運動等を市民総ぐるみで実施し、交通安全意識の醸成を図ります。

さらに、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、安全で安心して暮らせる地域社会実現のため、交通環境のバリアフリー化を推進します。

第5章 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適都市を実現するため、市と関係機関・市民の協働が重要であり、それぞれの役割を踏まえ、交通安全対策を連携して進める必要があります。

1 越谷市

市は、この計画の策定主体として、各施策を着実に推進するとともに、越谷市の区域を所管する他の行政機関と連携、協力し、各施策の推進を図ります。

また、交通安全関係団体等の自主的な活動が促進されるよう、積極的に支援します。

2 事業者、交通関係団体、ボランティア等

交通安全対策を推進する上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、交通安全について従業員の教育や安全運転管理など、交通事故の防止に努めることが求められます。

また、地域における交通関係団体、ボランティア等は、交通安全活動に大きな役割を果たしており、それぞれの地域や市と連携して、主体的に、あるいは相互に協力しながら、効果的な交通安全対策を進めることが求められます。

3 市民

悲惨な交通事故を一つでも減らすためには、市民一人ひとりが事故に遭わないための行動を心がけることが大切です。

正しい交通ルールを守り適切なマナーを実践することは、交通事故の防止に不可欠であり、大人の行動は子ども達に影響を与えます。

信号を守る、安全確認を徹底する、運転に集中する、スピードを控えるなどのほか、夜間の外出時は反射材や明るい色の服装を身に付けるなど、一層積極的に交通安全に取り組むことが求められます。

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

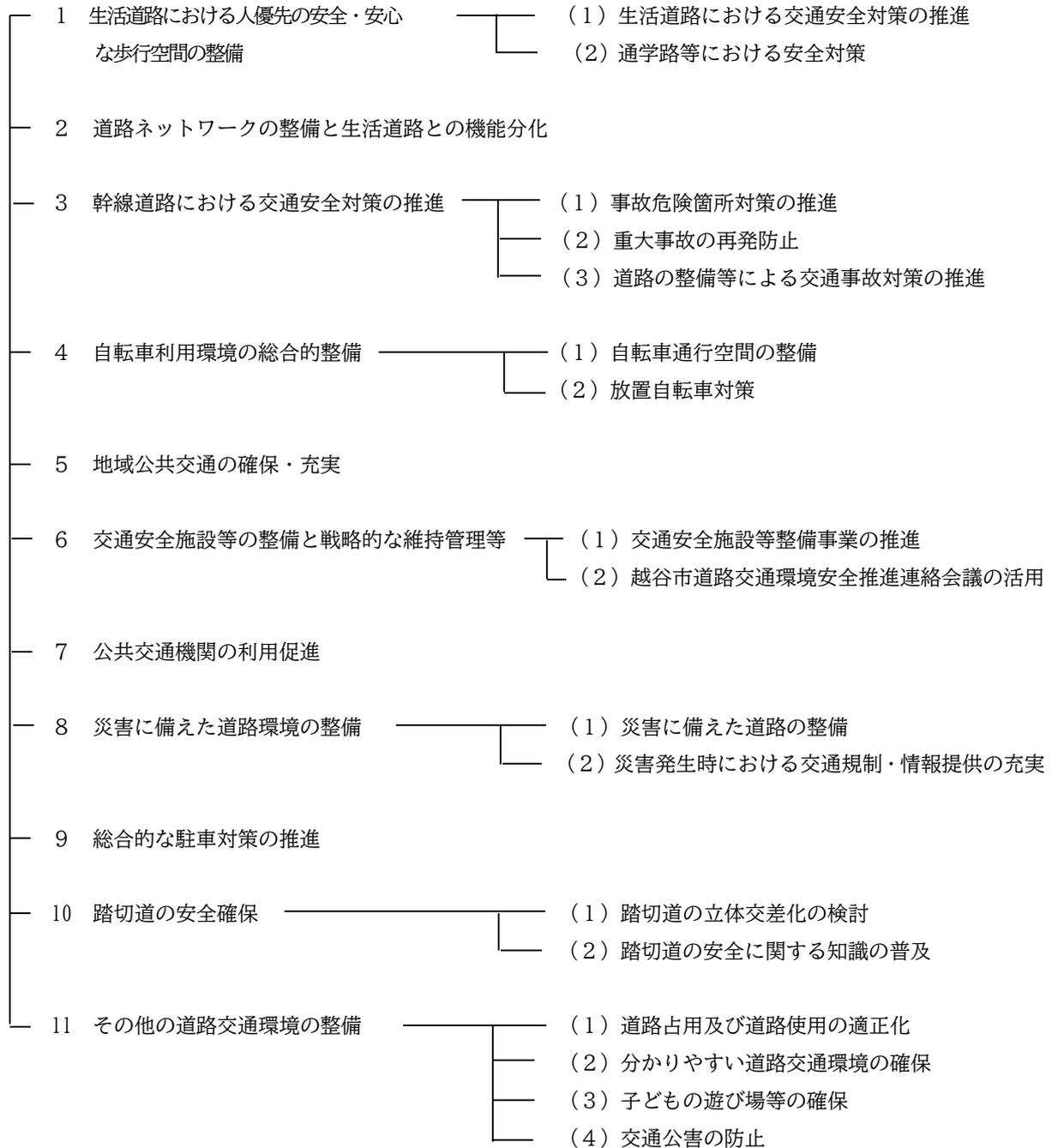
第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 救助・救急活動の充実

第4章 被害者支援の充実と推進

第1章 道路交通環境の整備

《施策の体系》



第1章 道路交通環境の整備

これまでの交通安全対策により、本市の交通事故は近年減少傾向にあるが、交通事故死者を状態別で見ると、歩行者が最も多く、歩行者の視点から道路整備や交通安全対策をさらに強化する必要があります。

また、近年、自転車は排気ガスや騒音を出さない環境にやさしい交通手段として見直されつつあるとともに、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが増加しています。このため、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の整備を推進します。

1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

関係課所室	道路総務課
-------	-------

道路利用者へ規制や警戒・指示等の情報を適切に伝えるため、必要不可欠な区画線等の路面標示や交差点等の見通しの改善を図るためのカーブミラーの設置等を行い、交通安全対策を推進します。

また、歩行者等の安全を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン30」を推進し、子供や高齢者及び障がい者等が安心して通行できる道路環境の整備に努めます。

さらに、交通事故の恐れがある場合には、自動車の速度や車両の規制を関係機関に働きかけ、歩行者や自転車が安心して通行できるよう安全対策に努めます。

(2) 通学路等における安全対策

関係課所室	道路総務課、道路建設課、くらし安心課
-------	--------------------

通園・通学路や未就学児が日常的に利用する経路を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進するとともに、埼玉県と連携しながら通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を推進します。

また、小学校等において行う通学路の点検結果を国道、県道、市道の道路管理者等からなる「越谷地区通学路安全検討委員会」で取りまとめ、各道路管理者等が連携し通学路の整備・改善に努めます。

さらに、児童の通学時における安全な通行を確保するため、交通指導員を適所に配置し、併せて児童に対する交通安全指導を実施します。

2 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化

関係課所室	道路建設課、市街地整備課
-------	--------------

基本的な交通の安全を確保するため、体系的な道路網の整備により幹線道路及び生活道路の適切な機能分担を図り、交通の円滑化を推進します。また、交通事故が発生した箇所や緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所については、関係機関と連携し重点的に交通安全環境を改善し、交通事故の防止を推進します。

幹線道路の整備については、広域的な道路交通の円滑化、拠点間の連携強化、災害時の避難路の確保を図るため、安全かつ利便性の高い道路網の整備を推進します。

日常生活に密着した生活道路の整備については、安全性や利便性の向上を図り、利用形態を考慮した整備を推進します。また、緊急車両の進入が困難な地域などにおいては、その改善に向けて必要な道路整備に努めます。

3 幹線道路における交通安全対策の推進

(1) 事故危険箇所対策の推進

関係課所室	道路総務課、道路建設課
-------	-------------

事故発生割合の大きい幹線道路の区間等において、事故抑止対策として、歩道の整備、交差点改良、視距の改良及び防護柵、区間線の設置、視線誘導標の設置等の対策を推進します。

(2) 重大事故の再発防止

関係課所室	道路総務課、道路建設課
-------	-------------

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、関係機関と連携し、事故原因を調査し、事故再発防止対策を検討するなど、同様の事故の再発防止を図ります。

(3) 道路の整備等による交通事故対策の推進

関係課所室	道路建設課
-------	-------

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等の設置、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車通行帯の整備等、道路交通の安全に寄与する道路整備事業を推進します。

4 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備

関係課所室	道路建設課
-------	-------

既存の道路幅員を活用した自転車通行空間の確保を検討し、整備に努めます。

(2) 放置自転車対策

関係課所室	くらし安心課、道路建設課
-------	--------------

駅周辺等における自転車・原動機付自転車の放置による点字ブロックへの駐輪や歩行者の通行の妨げ等交通環境の悪化を防止するため、「越谷市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき自転車等誘導員を配置し、自転車利用のマナー向上の呼びかけや放置自転車等の整理・誘導を実施し、歩行者等の安全確保を図ります。

5 地域公共交通の確保・充実

関係課所室	都市計画課、障害福祉課
-------	-------------

地域住民の移動手段の確保に向け、地域公共交通計画に基づき、鉄道や路線バスが利用しづらい地域において、関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取組を推進します。

また、市内鉄道事業者からの意見聴取（アンケート）に関し、整備要望意見を提出し、整備を要望していきます。

6 交通安全施設等の整備と戦略的な維持管理等

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

関係課所室	都市計画課、道路総務課、維持管理課
-------	-------------------

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るため、次に掲げる交通安全施設等の整備を推進します。

① 交通事故発生地点の重点整備

市内の交通事故は、交差点及び交差点付近で多く発生しています。そのため、区間線による交差点の改良やカーブミラーの設置、また、夜間の事故防止のための道路照明灯の整備など関係機関と連携し交通安全施設の重点的整備を推進します。

② 分かりやすい案内表示の推進

道路上の公共施設等への案内表示については、誰もが分かりやすい統一的な案内表示の設置を推進します。

③ 信号機の設置促進

道路の構造及び交通の実態等を勘案して、交通事故多発交差点、事故危険箇所等への新規の信号機の設置や高齢者等交通弱者の安全を図るため、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号機の導入について関係機関へ働きかけます。

④ 道路の安全管理

良好な道路環境を保全し、安全で円滑な交通を確保するため、道路パトロールにより、道路や橋りょうの不良箇所の早期発見と迅速な修理を行い、維持管理の充実を図るとともに、路面標示等についても補修や改善を行い、交通事故の未然防止に努めます。

(2) 越谷市道路交通環境安全推進連絡会議の活用

関係課所室	道路総務課
-------	-------

関係機関との緊密な連携の下、安全な道路交通環境の整備を推進し、市内の交通事故防止を図るために設置された「越谷市道路交通環境安全推進連絡会議」を通じ、道路管理者と交通管理者が一体となった交通事故防止対策を推進します。

7 公共交通機関の利用推進

関係課所室	都市計画課、障害福祉課
-------	-------------

利用者の安全確保や安全かつ円滑な道路交通の確保、さらには環境負荷の低減を図るため、自家用車から公共交通機関への利用転換を推進します。

そのため、ノンステップバスを導入するバス事業者や、市内鉄道駅においてホームドア整備事業を行う鉄道事業者に対し、補助金を交付し整備を推進していきます。

市内鉄道事業者からの意見聴取（アンケート）に関し、鉄道駅舎のバリアフリー化の促進等、整備を要望していきます。

8 災害に備えた道路環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

関係課所室	道路建設課
-------	-------

地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、豪雨災害や地震等の大規模災害発生時においても、緊急輸送道路及び避難路として機能が確保されるよう、緊急交通路の確保、老朽化した橋りょうに対する架替え、補強及び既設橋りょうの落橋防止対策等の安全対策を推進します。

(2) 災害発生時における交通規制・情報提供の充実

関係課所室	危機管理室、広報シティプロモーション課
-------	---------------------

大規模な災害が発生した場合は、警察署と協議して、通行の禁止又は制限を実施します。それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を行い、迂回路の指示及び道路交通に関する情報の提供等を行います。

また、災害時における情報提供を迅速かつ的確に実施するため、インターネット等情報通信技術を活用した情報提供を推進します。

9 総合的な駐車対策の推進

関係課所室	くらし安心課、開発指導課
-------	--------------

道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進のため、関係機関・団体と連携を図りながら駐車対策を推進します。

駐車施設の整備促進等については、開発行為に対し、市街地の健全な交通環境を確保するため、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき駐車場の附置義務を課し適正な駐車場の確保を推進します。

また、公共施設の建設にあたっては、適正規模の駐車場を設け、駐車場の確保に努めます。

違法駐車防止気運の醸成・高揚については、違法駐車が交通渋滞や交通事故発生の原因となるなど、安全で円滑な交通に支障になっていることから、関係機関と連携を図りながら違法駐車防止気運を高めます。

放置自動車対策の推進については、生活環境の悪化をもたらし、交通事故を誘発する恐れのある自動車の放置を未然に防止するため、定期的なパトロールや啓発活動を実施します。また、放置自動車を発見した場合には、警察署や関係機関・団体と連携を図りながら、迅速かつ適正な撤去や搬送を行い、道路の安全確保に努めます。

10 踏切道の安全確保

鉄道は、多くの市民が利用する欠くことのできない交通手段ですが、列車の運行が高速・高密度である現在の運行形態において、ひとたび踏切事故が発生すると、その被害は甚大かつ多数に及びます。

長期的に、踏切事故は減少傾向にありますが、改良すべき踏切道は、まだ残されており、引き続き踏切事故防止対策を関係機関と連携し、踏切事故のない越谷市を目指します。

(1) 踏切道の立体交差化の検討

関係課所室	都市計画課
-------	-------

道路交通量が多い踏切道や歩道が狭隘な踏切等の対策について、東武伊勢崎線の高架複々線化事業が北越谷駅まで行われており、交通の円滑化や道路利用者の安全性が確保されています。

踏切事故の解消、道路交通の円滑化などのため、北越谷駅以北における東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）の高架化延伸については、引続き沿線市町で構成する「東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会において、要望活動を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、長期的視点で検討していきます。

(2) 踏切道の安全に関する知識の普及

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

踏切事故の危険性を周知し安全意識の向上を図るため、交通安全教室の機会を通して、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進します。

11 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路占用及び道路使用の適正化

関係課所室	道路総務課
-------	-------

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、占用許可事務の適正な運用を行うとともに、占用者に対し、占用物件の許可内容、条件等に従って適正に管理していただくよう指導してまいります。

また、道路パトロールの実施により、道路交通の妨げとなる不法占用物件の指導・是正を行うとともに沿道住民等への啓発活動を推進します。

(2) 分かりやすい道路交通環境の確保

関係課所室	道路総務課
-------	-------

視認性・耐久性に優れた大型固定標識等の整備を推進し、英語併記が可能な標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努めます。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近においてルート番号等を用いた案内標識の設置等を行うことにより、誰にでも分かりやすい案内標識の整備を推進します。

(3) 子どもの遊び場等の確保

関係課所室	公園緑地課、青少年課
-------	------------

市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場である街区公園や近隣公園を気軽に利用できる緑の多い憩える公園として、さらに災害時の一時避難場所として機能するよう整備を行います。

また、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境を確保するため、放課後や週末に小学校や地区センター・公民館等を活用した放課後子ども教室を開催します。

(4) 交通公害の防止

関係課所室	環境政策課
-------	-------

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動等の交通公害を防止するため、アイドリング・ストップの実施や、急発進・急加速の防止等のエコドライブを推進します。

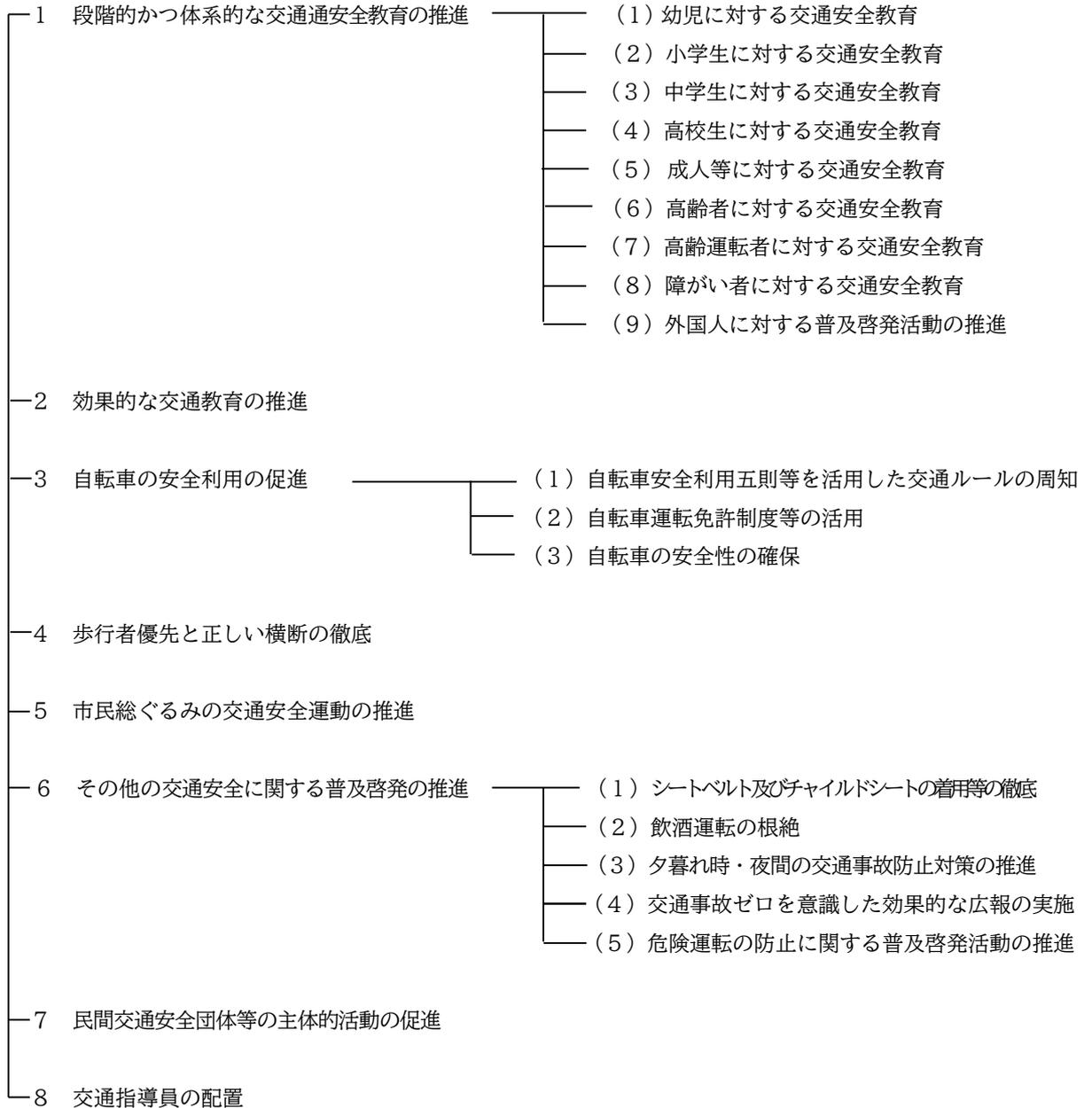
また、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。

東越谷第二公園内及び千間台第四公園内に設置した一般環境大気測定局では、市内の大気汚染物質を測定し、環境基準達成状況の評価を行います。

また、道路交通騒音測定業務を実施し、環境省の自動車騒音に係る環境基準達成状況の評価を行います。

第2章 交通安全思想の普及徹底

《施策の体系》



第2章 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーを遵守し、相手の立場を尊重し、ほかの人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

また、人優先の交通安全思想の下、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を一層確保するため、思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てるところが重要です。

交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身に付けるため、人間の成長過程に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の年代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導も重要になっています。

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底

(1) 幼児に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

また、幼稚園、保育所及び認定こども園等においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、保育中の事故防止及び安全対策の一環として計画的かつ継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、

交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催します。

さらに、交通ボランティアによる児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

また、自転車の安全な利用交通事故防止対策として、スタントマンが事故現場を再現し恐怖を体感させるスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を実施します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等責任をもって行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とします。

特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

なお、各高等学校では、「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に基づく指導を行い、自動二輪車等の運転免許を取得し、運転する生徒に対しては、適切な交通安全教育を行います。

また、小中学校等との交流を図る等して高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促します。

(5) 成人等に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

ア 若者に対する交通安全教育

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

また、若者の特性と興味に十分配慮し、若者が積極的に参加・理解しやすい効果的な交通安全教育を推進するため、関係機関・団体とともに、交通安全教育を推進します。

このほか、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。

イ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心に行われています。免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測・回避能力の向上、さらに、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・正しい交通マナーの向上を実施しています。

このほか、学級・講座等を通じ、自転車の安全利用に係る交通安全教育についても促進を図ります。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中、自転車乗用中の交通行動に及ぼす影響への理解を深めることが求められます。

特に、高齢者人口の増加に伴い、様々な分野での高齢者の社会的活動が活発化するなかで、老人福祉センターや老人クラブ等との連携を図りながら交通安全教育を積極的に推進します。また、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及を図ります。

(7) 高齢運転者に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中・自転車乗車中の交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を目標とします。

特に、今まで交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、高齢者同士の相互啓発等による交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ等の関係団体と連携して、高齢者自身による自主的な交通安全活動を促進します。

また、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の指導体制の充実に努めるとともに、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

さらに、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努めます。

(8) 障がい者に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、手話や字幕入りビデオの活用のほかわかりやすい表現に努めるとともに、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

(9) 外国人に対する交通安全教育

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

国際化の進展により、本県に居住・就業する外国人の増加が続く中、日本の交通事故実態、交通ルール等を多言語のパンフレット等を活用して紹介するなど、広報活動を実施することにより、外国人が日本の交通社会に十分適応できるよう、必要な交通安全知識の普及啓発を図ります。

2 効果的な交通教育の推進

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

交通安全教育を行うにあたっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるように努めます。

また、受講者の年齢や情報リテラシー、道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、VR等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を用いて、着実に教育を推進するよう努めます。

交通安全教育を行った際は、その効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

このほか、従前の取組に加え、ウェブサイト等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育についても効果的に推進します。

3 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用する等により、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの理解の向上を図り、加えて自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

さらに、幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、保護者等に対し着用の促進を図ります。

(2) 自転車運転免許制度等の活用

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

子どもに対して「自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を推進します。

(3) 自転車の安全性の確保

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成し、自転車の日常点検の意識化を図ります。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

4 歩行者優先と正しい横断の徹底

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

そのほか、関係機関・団体と協力した広報啓発活動を推進します。

5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけ、交通安全思想の普及に向けた取り組みを推進する市民運動として、越谷市交通安全対策協議会が中心となり、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

<実施方法>

交通安全運動の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について、広く市民に周知することにより、市民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

<運動の重点目標>

交通安全運動の重点目標は、本計画で重点であると定めた「高齢者及び子どもの安全確保」「自転車及び歩行者の安全確保」「交差点における交通事故防止」を基本に、埼玉県重点目標や市内の交通事故の状況を踏まえ設定します。

<運動の実施時期>

市民の交通安全意識の高揚を図るため、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動等の時期をとらえ実施します。

また、年間を通して広報紙やホームページ、City メール配信を活用し、積極的な広報・啓発活動を推進します。

6 その他の交通安全に関する普及啓発の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

シートベルト着用やチャイルドシート使用の効果、使用方法などについての理解を深め、全ての座席におけるシートベルト着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

このため、関係機関や団体と連携し、交通安全運動における街頭活動などにおいて、着用の必要性や重要性についての啓発活動を推進します。

(2) 飲酒運転の根絶

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、飲酒運転を根絶するため、警察署をはじめ関係機関・団体とともに、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

さらに、ハンドルキーパー運動を推進するとともに、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及など、総合的に飲酒運転根絶に向けた取組を推進します。

(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯や自動車（原付車含む）の適切なハイビームの使用を促進します。

また、歩行者・自転車利用者に対する反射材用品や自発光式ライト等の普及等、交通安全教育を実施します。特に、交通事故死者数で占める割合が高い高齢者に対しては、積極的な広報活動等を通じて普及促進を図ります。

(4) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

交通安全に関する広報については、広報紙やホームページ、越谷 City メール配信等の様々な媒体を活用し、計画的かつ継続的に実施します。

さらに、交通安全運動や交通事故状況の周知を図るため、ミニ懸垂幕や街頭広報、広報車による啓発活動等を積極的に行います。

(5) 危険運転の防止に関する普及啓発活動の推進

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

危険ドラッグ等の危険性・有害性に関するチラシ等を関係団体等へ配布する等の普及啓発を図ります。

また、妨害運転や飲酒運転等の危険運転の要因となる違反行為を根絶するための広報啓発活動に努めます。

7 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

各季の交通安全運動等を実施する際は、越谷市交通安全対策協議会を中心に、行政・民間団体等が連絡協議を行い、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるような活動の展開を図ります。

8 交通指導員の配置

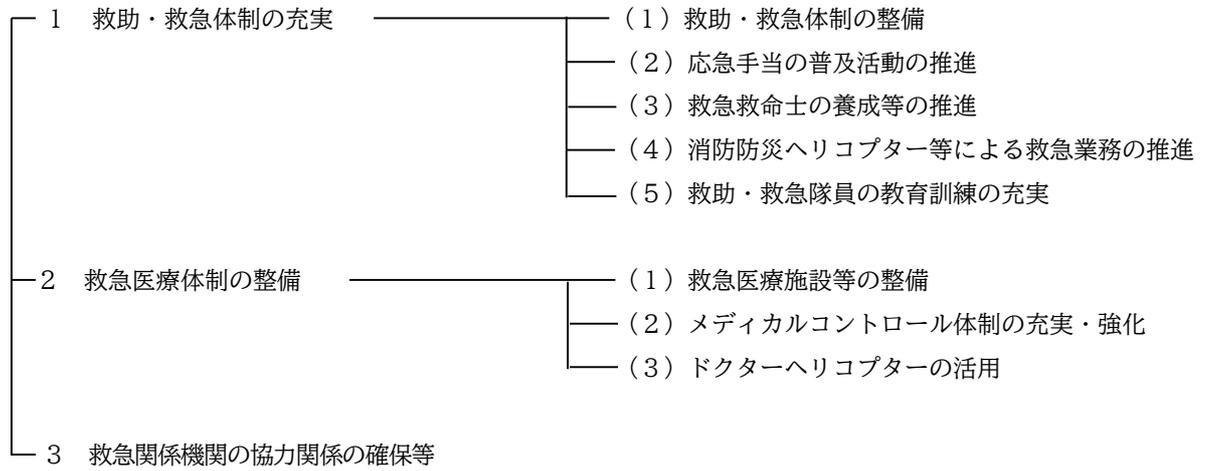
関係課所室	くらし安心課
-------	--------

登校時における児童の交通安全の確保を図るため、市内小学校の通学路に交通指導員を配置し、交通事故防止に努めます。

また、交通指導員による交通安全教室の開催や地域のイベントの際の交通誘導を行い、交通安全教育の推進や市民の安全確保に努めます。

第3章 救助・救急活動の充実

《施策の体系》



第3章 救助・救急活動の充実

交通事故等による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力を確保するとともに、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

特に、負傷者の救命率・救急効果の一層の向上を図る観点から、救急現場または、搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの救急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進します。

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

関係課所室	警防課、救急課
-------	---------

複雑・多様化する交通事故への救助活動を迅速・的確に行えるように、消防機関の救助体制の充実を促進します。

また、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の充実を図ります。

(2) 応急手当の普及活動の推進

関係課所室	救急課
-------	-----

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた市民（バイスタンダー）による適切な応急手当が必要です。

そのため、AED（自動体外式除細動器）の使用も含めた応急手当講習会の推進を図るとともに、インターネットを活用して市民にAEDの設置情報を提供します。

(3) 救急救命士の養成等の推進

関係課所室	救急課
-------	-----

救急救命士及び気管挿管、薬剤投与等の特定行為が実施できる認定救命士の育成を図ります。

(4) 消防防災ヘリコプター等による救急業務の推進

関係課所室	救急課
-------	-----

大規模な事故等が発生した場合は、消防防災ヘリコプターと連携した活動を行います。

(5) 救助・救急隊員の教育訓練の充実

関係課所室	救急課
-------	-----

複雑・多様化する災害による負傷者の救出・救護活動を迅速かつ的確に行うために、より現場に即した現場想定訓練を行うとともに、各隊が合同で連携した訓練を行うなど、教育訓練の充実を図ります。

また、平成27年4月の中核市移行により発足した高度救助隊の知識・技術等の向上に引き続き努めます。

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療施設の確保等

関係課所室	地域医療課
-------	-------

交通事故等による負傷者について、入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応するため、救急告示病院や第二次救急医療圏を単位とした病院群輪番制病院により、第二次救急医療体制の確保を図ります。さらに、重篤な救急患者を受け入れるため、第三次救急医療機関と連携・協力し、救急医療体制の確実な運用が図られるよう努めます。

(2) メディカルコントロール体制の充実・強化

関係課所室	救急課
-------	-----

救急現場において、救急隊員が常時、医師から指示を得られる体制を確保するとともに、医学的観点からの救急活動の事後検証や、救急救命士を含む救急隊員の再教育など、メディカルコントロール体制の充実・強化を進めることにより、救急活動の質の向上を図ります。

※メディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証する仕組みです。

- ① 救急活動における各種プロトコルの作成
- ② 常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができる体制
- ③ 医師による医学的・客観的な事後検証の実施
- ④ 救急救命士を含む救急隊員の再教育体制

(3) ドクターヘリコプターの活用

関係課所室	救急課
-------	-----

交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリ・ドクターカーの積極的な活用を推進します。

3 救急関係機関の協力関係の確保等

関係課所室	救急課
-------	-----

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

第4章 被害者支援の充実と推進

《施策の体系》

- 1 自転車損害賠償保険の普及促進
- 2 交通事故相談活動の充実
- 3 交通事故被害者の援助

第4章 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、尊い生命を絶たれたりと大きな不幸に見舞われており、交通事故被害者等を支援することは極めて重要です。

交通事故被害者等は、精神的に大きな打撃を受けている上、交通事故に関する知識や情報が十分ではないことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させます。

また、自転車事故の増加に伴い、自転車利用者が高額な賠償責任を負うケースも珍しくなくなっています。このため自転車事故による被害者の救済の十全を図るため、自転車損害賠償保険の普及促進を図ります。

1 自転車損害賠償保険の普及促進

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

自転車利用者の交通事故が増加傾向の中、自転車利用者が交通事故の加害者となる場合も増えています。自転車による交通事故被害者等救済のためにも、自転車保険の加入促進や自転車安全整備士が自転車を点検・整備すると傷害及び賠償責任保険が付加されるTSマーク制度の周知に努めます。

2 交通事故相談活動の充実

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

交通事故に遭遇した場合、被害者等の賠償問題や手続き等、多様化・複雑化する相談に応じるため、市民相談員による交通事故相談業務を定期的実施し、交通事故の被害者やその家族の支援を推進します。

また、関係機関の紹介や法的な解決が望まれる時は、弁護士相談や弁護士会を紹介し、適切な指導・助言を実施します。

3 交通事故被害者の援助

関係課所室	くらし安心課
-------	--------

交通遺児等に対して、埼玉県交通安全対策協議会が行う給付事業や交通遺児等への募金事業、自動車事故対策機構が行う生活資金の貸付、交通遺児育成基金が行う育成基金事業等の周知に努めます。